

新宿区教育委員会会議録

平成十六年第五回定例会

平成十六年五月七日
新宿区役所六階第四委員会室

新宿区教育委員会

《平成十六年第五回定例会》

日時 平成十六年五月七日（金）

場所 新宿区役所六階第四委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委員	長	木島	富士雄
委員	員	櫻井	美紀子
委員	員	内藤	頼 誼
委員	員	熊谷	洋 一
教育	長	山崎	輝 雄

説明のため出席した者

次	長	今野	隆
中央図書館	長	鹿島	一雄
教育政策課	長	吉田	悦朗
教育指導課	長	木下川	肇
学校運営課	長	瀨田	幸二
教育整備課	長	木村	純一
生涯学習振興課	長	赤羽	憲子
生涯学習財団担当課	長	小野寺	孝次

書記

教育政策課管理係	長	久澄	聰志
教育政策課管理係	主査	伊丹	昌広

《 議 事 日 程 》

議 案

- 日程第一 議案第三十九号 第六次・学校適正配置計画について
- 日程第二 議案第四十号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第三 議案第四十一号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校
歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第四 議案第四十二号 幼稚園と保育園の連携・一元化の取組み方針について

報 告

- 一 第四次実施計画及び第二次行財政改革計画の策定について（教育政策課長）
- 二 校外施設等のあり方検討会中間報告の概要について（教育指導課長）
- 三 平成十六年度区立幼稚園園児数について（学校運営課長）
- 四 二十一世紀の区立幼稚園ビジョン検討委員会報告書について（学校運営課長）
- 五 新宿区立落合社会教育会館利用者説明会について（生涯学習振興課長）
- 六 スクール・コーディネーターの今後の登用について（生涯学習振興課長）
- 七 平成十六年度新宿区生涯学習財団事業計画及び収支予算について（生涯学習財団担
当課長）
- 八 図書館サポーター制度について（中央図書館長）
- 九 平成十七年度使用教科用図書採択について（教育指導課長）
- 十 平成十七年度使用小学校教科用図書信義委員会委員の委嘱について（教育指導課長）
- 十一 その他

木島委員長

それでは、ただいまから、平成十六年新宿区教育委員会第五回定例会を開催いたします。本日の会議には全員が出席しておりますので、定員数を満たしております。本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いします。

議事に入ります前に、五月二日より委員長に就任いたしました。本日から委員長になったわけですが、特別なことはございませんけれども、どうか委員の方々初め教育委員の皆さん方、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

それでは、委員の皆様が議席ですが、委員長改選に伴い、新宿区教育委員会規則第五条の規定に基づき、本日各委員が座っている席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

議 案

議案第三十九号 第六次・学校適正配置計画について

木島委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第一 議案第三十九号 第六次・学校適正配置計画について」を議題といたします。では、議案の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長

それでは、「日程第一 議案第三十九号 第六次・学校適正配置計画について」御説明いたします。

まず一枚めくっていただきまして、第六次・学校適正配置計画とございます。

まず一番でございますが、四谷第三小学校、四谷第四小学校及び旧四谷第一小学校を統合する。実施時期でございますが、統合実施時期は平成十九年四月一日とする。三番、統合新校は旧四谷第一小学校の校地に建設する。四番、統合新校の校名は、「新宿区立四谷小学校」とする。五番、通学区域でございます。四谷第三小学校と四谷第四小学校の通学区域をあわせて一通学区域とするものでございます。この計画に基づきまして、四谷地区小学校の統合について進めてまいりたいというふうに考えております。

提案理由でございますが、四谷地区の小学校について、適正配置と適正規模を確保し、教育環境の向上を図る必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

内藤委員

参考までですけれども、四谷の後に四谷第六とか、そういう「四谷」がつく小学校はほかに何校ありますか。

教育環境
整備課長
内藤委員

四谷地区の小学校でございますが、四谷第六小学校と花園小学校がございます。

そうすると、四谷小学校と四谷第六小学校、「四谷」という名前がつくのは、この二校ということになりますか。

教育環境
整備課長
櫻井委員

そうでございます。

花園小学校も四谷花園小学校なんですか。

教育環境
整備課長
内藤委員

四谷地区には花園小学校と四谷第六小学校で、今、質問の方は、今度できるのが四谷小学校ですので、花園小学校は四谷ということではございません。

第六だけが残るということですね。それともう一点は、平成十九年四月の施行日で、今条例を改正するというのはどういう理由ですか。つまり、平成十九年四月までは施行されないわけでしょう。

教育環境
整備課長

十九年四月の統合はまさに三校統合の時期でございますよね。それまでは四谷第四小学校と四谷第三小学校ということですと、十九年三月まではずっとって、それで新校舎が完成した時点で、十九年四月に新校として三つの旧四谷第一も含めて統合される。十九年四月に開校されるということです。

内藤委員
教育環境
整備課長

つまり、条例改正を今やる必然性はどこにあるのかということです。

補正予算を六月に出すということの前提として条例改正をするんですが、それはやはり補助金等も申請していかなければならないということもあって、今の時期に条例改正をするわけでございます。

木島委員長

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第三十九号 第六次・学校適正配置計画について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第三十九号は原案のとおり決定いたしました。

議案
議案第四十号

新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について

木島委員長

次に、「日程第二 議案第四十号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について」

を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第四十号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。議案の概要に沿って御説明いたします。

概要でございますが、四谷地区の小学校について、第六次・学校適正配置計画に基づき、小学校統合をする必要があるため、この条例を次のとおり改正するものでございます。

改正内容は、新宿区立四谷第三小学校及び同四谷第四小学校を廃止して、同四谷小学校を東京都新宿区四谷二丁目六番地に設置するものでございます。

施行日は、平成十九年四月一日でございます。

提案理由でございますが、新宿区立四谷第三小学校及び同四谷第四小学校を廃止し、同四谷小学校を設置する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

いかがでしょうか。

特に御意見、御質問がなければ、「議案第四十号 新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

特に異議がないようですので、議案第四十号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第四十一号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

木島委員長

次に、「日程第三 議案第四十一号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第四十一号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。これも概要に基づきまして御説明いたします。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部

改正等に伴い、補償基礎額等、介護補償額を改定するため、次のとおり条例を改正するものでございます。

若干ちょっと細かく説明いたしますと、区立学校医等の公務災害補償条例の根拠でございますが、これは、公立学校の学校医、学校歯科医等の公務災害補償に関する法律がございます。その第四条に、金額及び支給方法、その他補償に関して必要な事項は、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定めるといふふうになっております。ここで政令の改正がございましたので、条例も改正するものでございます。

また、区立学校医等の公務災害補償につきましても、東京都と同一内容の補償とするということが基準となっておりますので、東京都の職員の給料を基礎として算出しておりますので、その給料額改定に合わせて改定するものでございます。

改正の内容でございますが、一つが補償基礎額でございます。これも今お話ししましたように、東京都の医療職の給料を基礎として準拠して算出しておりますので、今年度若干金額が下がりましたので、その都職員の給料額改定に合わせて改定するものでございます。表をごらんいただきたいと思います。学校医及び学校歯科医の補償基礎額でございますが、例えば五年未満の者でございますが、改正前は六千六百五十三円のもの、六千六百六円、また、学校薬剤師の補償基礎額でございますが、改正前が五千四百八十円のもの、改正後五千四百四十四円というふうになっております。

裏面をごらんいただきたいと思います。補償基礎額の扶養加算額につきましても、東京都職員の扶養手当額の改定に合わせて改定するものでございます。表をごらんいただきたいと思います。例えばアの配偶者でございます。改正前が五百三十四円だったものが五百十七円でございます。

(三)でございますが、介護補償額を政令の基準に合わせて改定するものでございます。これは政令そのままの金額を使用しているというものでございまして、例えば常時介護の者につきましても、費用支出による介護、これは実際に現金等で支払いしたものについての介護でございますが、改正前が十万六千百円のもの、改正後が十万四千九百七十円、また親族等による介護につきましても、改正前が五万七千五百八十円のもの、五万六千九百五十円に改正されたというものでございます。

なお、改正後の条例の規定につきましても、施行の日以降に支給すべき事由が生じた補償及び同日前に支給すべき事由が生じた補償年金で同日以後の期間において支給すべきものについて適用して、その他の補償については、なお従前の例によるというものでございます。

これは、四月一日から東京都の職員も給料額が下がっておりますが、今回七月一日付で施行するということで、減額となります場合、不利益の改正でございますので、四月一日にさかのぼらないで、減額になるものについては七月一日から適用すると、そういうものでございます。遡及の適用についての関係でございます。

施行日でございますが、平成十六年七月一日でございます。

提案理由でございますが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正等に伴い、補償基礎額等、介護補償額を改定する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、介護補償の方は月額が出て理解しやすいんですが、このモデルケースで配偶者一人、二十五年以上、これが補償基礎額か。この別表第一というのは第五条、わかりました。これが補償基礎額ですね。すると、実際にこれは支給額はどのくらいになるですか。

補償基礎額の場合には、これは大体四分の三ということで、実際にはこれは東京都の各医療職の給与職の月額に対しまして一・一二倍の調整額を足したものを前提といたしまして、日賦ですね。日割り計算として三十日で割って計算をしております。それに対して一カ月の労働日数が、大体おおむね日雇い労働者が二十二ということで、約四分の三ということで、四分の三をその日額に計算いたしまして、大体〇・七五という四分の三の比率でこの数字を出させていただいております。実際のカウントにつきましては、これについて、そういう事由が発生したときには月単位で計算をすると同時に、日割り計算になったら、その日額の数字の日数を足し込んで計算をしていくというふうな形になると思います。実際の公務災害発生後の実際の補償期間、それに合わせて月額なのか、端数が出たら日額での計算を足し込んでいくと、そんな形になっていくところでございます。

そうすると、大体理解としては、この別表にある一万五千六百六十四円、二十五年以上の場合、この最高額の場合というか、ここに出ている数字は日額と考えていいんですか。

これは月額でございますが、先ほど言った〇・七五、四分の三の部分でございます。実際に日額に直しますと、それは、申しわけございません。ちょっと誤解してございました。日額の計算の基礎になっていたのは、基本的には三十日で割って日割り計算をして、四分の三という相当数字を出してございますが、それは日額の元数字ということで、かかった補償、公務災害の日数に合わせて、それを日数分掛けているということで訂正させていただきます。

木島委員長
内藤委員

学校運営課長

内藤委員

学校運営課長

内藤委員
木島委員長

申しわけございません。

それに掛ける日数になるわけね。掛ける日数ね。

ほかに御意見、御質問があれば。

これは医師と、または歯科医師、薬剤師としての経験年数というのは、これはやはり国家試験、つまり医師免許証を取ってからの年数ですね。

学校運営課長

これはあくまで学校医、学校歯科医としての業務の経験年数ということでございますので、資格から考えるとかなりの年数になってしまいますので、あくまで業務の経験年数ということでございます。

木島委員長

そうですね。学校医になってからの年数ではありませんね。わかりました。

ほかに御意見、御質問。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第四十一号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

特に異議がないようですので、議案第四十一号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第四十二号 幼稚園と保育園の連携・一元化の取組み方針について

木島委員長

次に、「日程第四 議案第四十二号 幼稚園と保育園の連携・一元化の取組み方針について」を議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「議案第四十二号 幼稚園と保育園の連携・一元化の取組み方針について」御説明をいたします。

これは、愛日幼稚園及び中町保育園、さらに四谷幼稚園及び三栄町保育園のそれぞれ幼稚園、保育園の連携または一元化を今後取り組むということで、基本的な方向といたしまして教育委員会として決定いたしたいというふうに考えております。

それでは、資料に基づきまして御説明いたします。

幼稚園と保育園の連携・一元化の取組み方針について。

目的でございます。子供の発達段階に即した子育て環境の充実を図るため、地域において子供を総合的に育み、かつ子供の視点に立って就学前の子供に保育・幼児教育を一体として

とらえ、提供する新たな仕組みとして、幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ幼・保の連携・一元化を実施するというものでございます。

計画上の取り扱いでございますが、第三次実施計画においても計画事業化されており、また、本年三月に素案として計画化されました次世代育成支援計画にも「幼・保の連携・一元化」への取り組みが盛り込まれたところでございます。

三番、基本方針でございます。(一)平成十九年四月に設置される四谷地区統合新校(旧四谷第一小学校地)に、三栄町保育園を移転し、幼稚園と保育園の機能を一元化した施設を設置する。(二)平成十七年九月から愛日幼稚園と中町保育園の幼・保連携を実施する。(三)地域全体として保育・幼児教育のニーズに効果的に対応できるよう、民間を含む地域の資源の活用を視野に入れて検討を行う。(四)今回は、公設公営での幼・保の連携・一元化を実施するが、今後は、国の総合施設の動向にも注視しつつ、多様な主体による多様な形態の連携・変化を目指すというものでございます。

四番でございます。四番、五番につきましては、具体的な地区における基本的な考え方でございます。

四番、四谷地区における幼・保一元化施設の取組みにあたっての基本的考え方でございます。(一)現在の幼稚園・保育園のサービスレベルは確保しつつ、幼・保一元化により各々のよさが生かされる運営形態等を検討する。(二)国の動向を見守りつつ、当面、幼稚園は四、五歳、保育園はゼロから五歳の施設一体化についての検討を先行するが、その他の多様な運営形態の実現可能性についても研究していく。(三)民間を含む当該地域資源の十分な活用を図るため、近隣の私立幼稚園との競合は可能な限り避けるというものでございます。

一枚おめくりいただきまして、五番でございます。こちらは愛日幼稚園と中町保育園の幼・保連携の取組みにあたっての基本的考え方でございます。(一)は先ほどと同じでございますが、それぞれのサービスレベルは確保しつつ、良さが生かされる運営方法等を検討するものでございます。(二)でございます。現行の保育園・幼稚園の位置づけを保ったままで、ハード・ソフトの緊密な連携に基づく運営が可能となるよう検討を行うものでございます。(三)、これにつきましても、近隣の私立幼稚園との競合は可能な限り避けるというものでございます。四番の四谷地区につきましては幼・保一元化でございます。この五番につきましては連携の取組みというものでございます。

六番、推進体制でございます。幼・保の連携・一元化の実施に向け、庁内に推進検討委員会を設置し、必要な課題について、具体的な検討を進めるものでございます。これについま

しては、幼稚園については教育委員会が所管してございますが、保育園につきましてもは福祉部の保育課が所管してございます。なお、この考え方につきましては、次世代育成支援、少子化対策についても関係してございますので、福祉部、教育委員会、それから、若干の施設改善等、改修等がございますので、都市計画部の営繕課、それから、それぞれを調整する担当といたしまして企画部の企画課がとり行っておりますので、それらの担当者によりまして推進検討委員会を設置していくものでございます。

提案理由でございます。「愛日幼稚園と中町保育園」及び「(仮称)四谷幼稚園と三栄町保育園」の基本的な事業方針を定める必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

愛日幼稚園、中町保育園、四谷幼稚園と三栄町保育園の基本的な方針を決めるのか、あるいは、この基本方針というと、随分グローバルな感じの全体的なものだと思うんですが、どちらを

総論と各論がセットになった方針ということで、大変わかりづらくて申しわけございません。基本的には、今、新宿区の子育て支援の一環の事業として、区長を先頭に幼保の一元化に向けた検討をしている。その一つの大きな枠組みとしての方針の考え方と、あと、具体的に個別の幼保の対応についての個別検討課題が二件ございますので、あわせてその方針についての基本的な考え方を整理をさせていただいて、その方向を御了承いただくというのがきょうの大きな目的でございます。

よろしいでしょうか。方針だけですね。

具体的な、例えばそこの幼保の園でどのようなサービスを展開していくのか。例えば給食サービスとか預かり保育、そういったものの時間帯はどうなるのか。また、幼稚園教諭の勤務関係がどうなっていくのか、人員体制はどうなのか。あと、保護者の方の保育料をどういうふうに決めていくのかと、こういった具体的な施策は、これからもうちょっと庁内での検討チームで作業をし、一定のところでこちらの方でまた御了解をいただくと、この委員会で報告して御了承いただくという形になっているところでございます。きょうはその枠組みといたしまして、区の目指す方向性を御了承いただくという、まさしく基本的な部分だけのところになってまいります。

以上でございます。

よろしいですか。この際だから。

木島委員長
櫻井委員

学校運営課長

木島委員長
学校運営課長

木島委員長

櫻井委員

要するに将来を見越して、幼保一元化に対してどのように教育委員会としては取り組んだらいいか、その方針についてを審議して、提案理由が具体的にあって、テストケースというか、その第一弾としてこの二園をするがどうかと、こういうことでとらえていいのでしょうか。

学校運営課長

大変申しわけございません。二つの案件を同時にあわせて御提案申し上げている趣旨でございますが、今、文部科学省と厚生労働省の中で、幼稚園教育と保育園の扱い方については、その両方の垣根を取っ払って、幼児教育についての一貫したそういった環境整備をしようということで、今、国の方の動向、動きがございます。その中で特に愛日、中町につきましては次年度、十七年九月ということで、これは区の方の計画として、今の第三次の実施計画の案件になってございまして、モデル園としてこの園を想定していたところがございます。その中で、ここについては今の制度の枠組みの中で検討していくという形になってございます。

もう一点の四谷地域の問題につきましては、先ほども条例の改正の理由の中にもございましたように、小学校の統合との関係で幼稚園部門を併設する。そこに幼保という形の中での併設を考えてございますので、あわせてこの段階で基本的な枠組みについての整理をさせていただき、地元の方にも説明をしていきたいというところで、基本的なところで枠組みの整理を教育委員会の方針として決定いただきたいということで、本日上げていることになってございます。

次長

ちょっとわかりづらいかと思うんですけれども、率直にお話し申し上げますと、四谷地区の三小学校の統合、具体的に言えば四谷第三小と四谷第四小の統合ということになるわけですが、その統合が決まった時点で、小学校に幼稚園を併設するというところまでは教育委員会としても方針を決めていたわけです。ただ、同じ併設園をつくるんだったら、幼稚園ではなくて保育園を目指すべきではないか。保育園ということになりますと、教育委員会は幼稚園部門については当事者ですけれども、一方では保育園の要素が入りますので、これは区長部局の方と協議しないと決められる問題ではない。小学校の統合が決まった時点で、じゃ、具体的に併設園をどうするかという話になったときに、区長部局の方から、この際、保育園でどうかというようなお話があったというか、それで区の方針として保育園を併設するということが急遽話が決まったというか、そういう方向にベクトルが向いたわけです。

そうなりますと、今度具体的に四谷の場合には十九年四月、それは小学校ですけれども、開校を目指していたわけですが、併設園ということになれば、同時にやはりオープン

するという段取りになります。十九年四月といっても、実際はこれから既存の校舎の解体、それと設計、そういった手順を踏むことになりますので、この六月議会で補正予算の提出を予定しているわけです。話はそんなに先の話ではなくて、もう現在の段階まで実は来ております。解体、設計ということをにらみますと、もう本年度作業を進めなければいけない。それできょう、幼保の話をも議案としてお願いしていませんのは、同じ設計を組むにしても、幼稚園で設計するのと幼保園で設計するのでは当然中身が違います。ボリュームも違います。そういうことがございますので、今回、幼稚園併設ということではなくて、これは幼保園を目指しているんだということを御理解いただきたいというか、お認めをいただきたい。そういう議案であるわけでございます。よろしくお願いいたします。

木島委員長
櫻井委員

そういうことでございます。

幼保一元化というのはすごくいいことだと思いますし、これから進めていただきたいとは個人的には思うんですけども、大変な問題だと思うんですけども、これは。だから、早く決めなくちゃいけないからといって、いきなりこうというのも何かと。まずこれで基本方針とか基本的な考え方とか、これで了承すれば、これがずっともう決定事項として、幼保一元化について、ついて回るわけですよ。それと、連携と一元化というのは微妙に違うんじゃないかなと思うんですけども。

学校運営課長

連携と一元化のまず差異でございますけれども、連携については、愛日、中町のように施設が近隣がございまして、施設が一体になっていないところをソフトの部分で連携をしようという考え方が主な含意です。一体化の場合には、施設が一つ一体化になって、今の法律の縛りが枠がございまして、ソフトの中での連携という形を想定しているものです。

櫻井委員

すみません。ソフトというのは人間も含めての、それから、例えば遊び道具とか、そういうことですか。

学校運営課長

ソフトの具体的なサービスメニューをどうしていくか、合同カリキュラムをどういうふうにして組んで幼児教育をしていくか、そういったソフトの面の対応についての問題というのが一体化を趣旨に考えた概念でございます。

内藤委員

この三の基本方針の（四）を見ますと「多様な主体による多様な形態の連携・一元化を目指す」。多様な主体によるということは、当然私立を視野に入れているということだと思いますが、同時に、この四、四谷地区における云々の（三）を見ると、「民間を含む当該地域資源の十分な活用を図るため」。普通、民間を含む当該地域資源の十分な活用を図るんだとしたら、近隣の私立幼稚園との協議を進めていくとくるのが普通の文章だと思うんですけども、競合はで

きるだけ避けると。この愛日と中町についても、五の（三）で全く同じ文章が繰り返されている。私立の幼稚園、保育所と公立の幼稚園、保育所との関係をどう考えるかという、そこがないと基本方針というのは非常にあやふやなものになると思うんですが、その点はどうですか。

学校運営課長

まず、四のところの四谷なり五のところの愛日、中町のところに、確かに委員御指摘の近隣の私立幼稚園との競合を避けるという文言が入ってございます。これは基本的に四谷地域、それから愛日、中町の問題については、幼保、公設公営という形でやっていきたいというふうに新宿区は考えてございます。そうなったときに、私立で具体的に近隣の園で預かり保育も含めてやっておられますので、そことの競合はなるべく避ける形でやりたいというふうなところがございまして、公設公営の幼保園との関係での規定の整備という形になってございます。

それから、御指摘になられました三の基本方針のところにつきましては、国の動向のところも踏まえた書き方ということございまして、これは現在、文科省と厚生労働省の方で垣根を取っ払うための制度づくりをされておられますので、幼稚園部門でいいますと、学校教育法の改正の中で、現在のところはまだ幼稚園についても民間委託が認められてございせんけれども、中教審の中では、中間答申の中で出てございましたように、高校と幼稚園については構造改革特区の中で一定の民間委託を進めるような動きもございまして、そうなってきますと、公設公営ばかりではなく、公設民営という問題も今後は出てくる。保育園についてはそのような動きで実際の運営については出てございますので、そういった形で、将来につきましては、国の法律の動向にもよりまして、それらについて一定の主体的な対応が多様化していくということで、ここはもう少し広く、この基本方針のところでは記載をさせていただいたというところで若干の差異がございまして。

以上でございます。

内藤委員

公設民営が基本方針の（四）には含まれているんですか。もっといろいろなことがあるんだらうけれども、公設民営も一つの選択肢として基本方針の（四）には含まれているというふうに理解していいわけですか。

学校運営課長

そのとおりでございまして、その先については、公設民営というものも含めて、実際の運営の仕方については考えるという話になってこようかと思っております。

内藤委員

質問というか意見なんですが、近隣の私立幼稚園との競合を避けるという、そういう消極的な考え方ではなくて、私立幼稚園、私立の保育所も含めた新宿区の幼児教育のあり方とい

うものも、やはりそれは区の教育委員会がイニシアチブを持って、福祉部は児童教育の中身にタッチするわけでないと言うと語弊があるけれども、教育委員会の役割というのは保育園においてもあるんだと。とりわけ一元化、連携を進めていくということは、もう教育委員会のイニシアチブ以外にないわけだから、私立幼稚園、私立保育所との関係をもうちょっと、競合を避けるにとどまらず、公立は公立でやる、私立は私立でやるということではなくて、新宿区の子供たちをどうしたらいいかということを含めた基本的な考え方を教育委員会は持つべきだと思うんですね。今のは意見で、質問じゃありません。

櫻井委員

すみません。そういうことも含めて、でも、きょうは基本的な取り組み方の方針というのを決めるわけですよ。いろいろな意見があると思うんですけども。

次長

幼保の連携ということは、国レベルにおいても文科省と厚生労働省の垣根を超えるという方向で動いていますから、時代の流れとしては間違いなくそちらの方向に進んでいくことは、これはもう確かなことだというふうに思っております。幼保の形態も、この中の文章の中にも出てきますけれども、実はいろいろありまして、そういういろいろなやり方をこれからやはり考えていかなければいけないんであろうと。ただ、今、具体的に当面の話ということになりますと、十九年四月の開始、開校を目指している、この四谷の話と、それ以前に十七年に愛日、中町の、こちらは連携ですけれども、それが具体的なプログラムに今乗っているということございまして、とりあえずこの二件については先に進ませさせていただきたい。ただ、これも先ほど、ちょっとこれから設計に入るといようなお話を申し上げましたけれども、設計といいましても、基本的な計画から基本設計、実施設計、手順を踏むわけございまして、その間に中身を徐々に詰めていくという、そのぐらいの時間的な余裕はまだあるわけでございます。詳細まで今コンクリートしてしまうと、そういう話ではございませんので、とりあえずそういう方向で検討を進めさせていただきたいという御決定は、この二件についてはいただきたいなと、そのように考えてございます。

櫻井委員

それはいいんじゃないですか。それは必要だと思いますけれども、それで、全体を総論までも今決めるのかという疑問がちょっとあったので。

学校運営課長

総論といいましても、総論の本当に骨太の方針みたいなものを、私どもはまだ現段階で細かくお示しできない。大変恐縮でございますが、このペーパーのレベルの目的だとか計画上の位置づけ、基本的な本当の大きな柱立てぐらいでございますので、その総論の部分もかなりまだ弾力的にいろいろな内容を加味しながら今後も出してまいりますので、基本中の基本といいましようか、この二つの案件を落とすための一つの大きな枠組みを設定させていただ

木島委員長 くとこのうふうにお御理解をいただければありがたいとこのうふうにお考えます。
 そうしますと、このうふうにお幼保のいわゆる連携ですとか一元化の取り組みをこれから行いますので、その大まかな方針を認めてくださいとこのうふうにお御理解でよろしいですか。このうふうにおこと
 学校運営課長 そのとおりでございます。
 内藤委員 それと、推進検討委員会を設置するんでしょう。それは入るわけだね。
 学校運営課長 最後の推進体制のところにお書きましたように、これはもう教育委員会事務局の枠を超えますので、区長部局の中で、これは企画部門がその調整役に入りまして、福祉部門と私どもで三部運動でやっていくとこのうふうにお形になってございます。
 木島委員長 よろしいでしょうか。
 ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第四十二号 幼稚園と保育園の連携・一元化の取り組み方針について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
 〔異議なしの発言〕
 木島委員長 異議なしと認めます。議案第四十二号は原案のとおり決定いたしました。

報告事項

- 報告一 第四次実施計画及び第二次行財政改革計画の策定について
- 報告二 校外施設等のあり方検討会中間報告の概要について
- 報告三 平成十六年度区立幼稚園園児数について
- 報告四 二十一世紀の区立幼稚園ビジョン検討委員会報告書について
- 報告五 新宿区立落合社会教育会館利用者説明会について
- 報告六 スクール・コーディネーターの今後の登用について
- 報告七 平成十六年度新宿区生涯学習振興財団事業計画及び収支予算について
- 報告八 図書館サポーター制度について
- 報告九 平成十七年度使用教科用図書採択について
- 報告十 平成十七年度使用小学校教科用図書審議委員会委員の委嘱について

木島委員長 次に、事務局からの報告を受けます。
 報告は一括して事務局から説明を受け、質疑を行います。
 山崎教育長 「報告十 平成十七年度使用小学校教科用図書審議委員会委員等の委嘱について」は、教科用図書を調査、審議する審議委員会等の委員の委嘱等に関する案件で、委員が外部からの

干渉や圧力を受け、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるので、非公開による報告をお願いしたいと思います。

なお、従来は、教科書採択に関する案件に関しては、教科書採択は教育委員会がみずからの責任と権限において適正かつ公正に行う必要があることから、報告十と同様の理由により非公開としてきました。ただ、意思形成過程の会議を公開することは、教育委員会が説明責任を全うし、教育行政への区民参加を促進する上からも望ましく、このことにも十分配慮する必要があると考えています。しかし今後は、教科用図書審議委員会委員等の委嘱に関する案件については、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるので、非公開による会議をお願いしたいと思います。

木島委員長

ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。「報告十 平成十七年度使用小学校教科用図書審議委員会委員の委嘱について」を非公開により報告を受けることに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

それでは、「報告十 平成十七年度使用小学校教科用図書審議委員会委員の委嘱について」は、非公開により報告を受けることにいたします。

それでは、報告一から報告九について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「報告一 第四次実施計画及び第二次行財政改革計画の策定について」御報告いたします。

本日は資料をお手元にお配りしておりますが、助役からの依命通達がございますので、それに基づいて御報告いたします。

なお、平成九年三月に基本構想を策定いたしまして、二十一世紀初めの新宿区像を「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」として、その実現に向けて施策を展開してきたところでございます。平成十五年度から平成十九年度の五年間を計画期間といたしまして後期基本計画を策定いたしまして、共生・協働の地域社会づくりを目指す方向としたものでございます。平成十五、十六年度の具体的な事業を示した第三次実施計画に続きまして、平成十七年度から平成十九年度までの三年間を計画期間とする第四次実施計画を今回策定するものでございます。同時に、平成十五年二月に策定されました行財政改革計画が、平成十六年度、今年度で終了いたしますので、効率的・効果的な行財政運営をさらに推進するため、第二次行財政改革計画も策定するものでございます。

この二段目のところでございますけれども、我が国の経済の状況につきましては、緩やかな景気回復の兆しは見られるというものでございますが、先行きはまだまだ不透明であり、依然厳しい状況にあるというふうに考えております。そうした中でも、区といたしましては、行財政改革を推進し、区民が必要とする行政サービスを充実させていかなければならないというふうに考えております。今回策定いたします二つの計画は、向こう三年間で区が主にどのような事業をどう進めていくのかについて区民に明らかにするための計画でございます。

一番下の段でございますが、第四次実施計画は、後期基本計画で掲げた目標、例えば生涯学習、スポーツの推進で言えば学習・教育環境の充実とか開かれた学校づくり、そういった目標達成に向けまして、現場、現実を直視して、何が今欠けているのか、何が今後必要なのかというものを判断して計画事業を上げていくものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

第二次行財政改革計画でございますけれども、これにつきましては、中長期的な視点に立った区政運営の方向性を示唆した計画として策定するものでございます。基本的には第一次行財政改革計画の基本的な考え方を継承しますが、より共生・協働の視点を強化して、総合的かつ優先度の高い主要課題についての取り組み並びに各部のさらなる内部努力及び区民サービスの向上を徹底する取り組みを示すものとするものでございます。

次の資料、策定要領でございます。第四次実施計画・第二次行財政改革計画策定要領でございます。

これの一でございますが、第四次実施計画の、まず（一）計画の目的でございます。これは、基本計画が掲げる「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」を具現化するため、後期基本計画に基づいて策定するものでございます。でございますが、後期基本計画の目標を実現するために、経費等、年度予算を結びつける具体的事業ということは、経費等も明確にした上で具体的事業を計画するものでございます。でございますが、平成二十年度以降の新宿のまちの将来像を見据えて、施策の種をまく計画とするものでございます。計画の期間は平成十七年度から十九年の三カ年でございます。計画の特色につきましては、後期基本計画を効率的に実施していくプログラムでありまして、十七年度からの三年間で区がとりわけ力を入れて取り組む事業については、まず重点事業として位置づけて計画化するものでございます。それから、第三次実施計画には二百事業がございまして、これら同種事業のグループ化、統合化によりまして事業数を絞り込むということとございまして、半分程度、百事業程度に絞り込みたいということとでございます。でございますが、計画事業以外に一般

事業も計画体系の中に示しまして、全体像を示すということになっております。計画の対象でございますが、最終三年間で取り組む必要性の高い事業に厳選するというものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思いますが、ちょっと飛びまして、二番の第二次行財政改革計画でございます。

計画の目的につきましては、三行目ですが、共生・協働の地域社会づくりと効率的・効果的な行財政運営に向けた取り組みを推進するプログラムとして策定するものでございます。計画の期間は、平成十七年度から十九年度の三カ年計画とするものでございます。計画の性格でございますが、行財政改革の方向性を、具体的な取り組み事例を挙げながら、明確に示す計画とするものでございます。後期基本計画と実施計画の着実な執行につなげるためのプログラムとする。計画の達成状況を明らかにするために、可能な限り最終目標を数値化して示すものでございます。なお、この計画の構成でございますが、これは二つの柱がございます。一つが 〇〇の行財政改革ビジョン、もう一つが次ページの上、三ページの上でございますが、〇〇の行財政改革各部プラン、この二つの柱になっております。この行財政改革ビジョンにつきましては、施設のあり方、施設についてのもの、それから外郭団体のあり方、それから区民参加と協働のあり方の三本柱で構成されるものでございます。

それから、行財政改革の各部のプランでございますけれども、これは第一次行財政改革計画の考え方と、それからまた新しい視点に基づいて策定するものでございまして、(ア)の透明な区政の実現と、皆で支えあうためのしくみづくり、共生・協働の仕組みづくりをしていくものでございます。(イ)といたしましては、より簡素で効率的な事業展開と時代の変化を先取りする区政の実現を目指すものでございます。(ウ)につきましては、職員の意識改革と人材育成というものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思いますが、三の行政評価というものでございます。行政評価につきましては、今回、第四次実施計画事業の策定、また決定するに当たりまして、第三次実施計画での事業効果等を行政評価を用いまして十分精査して決定していくということでございます。なお、また、第四次実施計画に新たに事業として位置づけるもの、新規事業でございますが、それにつきましては事前評価を行政評価として行うものでございます。

次のページ、五ページでございます。スケジュールでございますけれども、まず、四月中旬から計画カードの作成を始めております。現在作業中でございます。五月下旬にその計画カードを締め切りまして、その後、企画課とのヒアリング、査定等を含めて八月に実施計画

教育指導課長

中間のまとめ、行財政改革計画の素案ということが出されます。それに基づきまして、パブリックコメント制度により区民の意見を聞き、また地域説明会で説明していくということになります。それからまた、十一月でございますが、これは「しんじゅくトーク」というふうに書かれております。これは区長との対話集会ということで、この中におきましても、この中間のまとめ、素案を御説明して、区民の皆さん方のさまざまな意見を聞いていくということでございます。この十一月は四日間を予定しているというふうに聞いております。それを経まして来年の一月に区長査定を行いまして、それぞれ四次実施計画、それから第二次行財政改革計画を決定していくと、そういうふうな段取りになっております。

以上で説明を終わります。

続きまして、校外施設等のあり方検討会中間報告の概要について報告をいたします。

本日は、お手元に資料が二種類ございます。中間報告書の概要、それから中間報告書案と、少々厚いものがありますが、概要に基づいてお話をさせていただきます。

校外施設の廃止ということが報告の中核となっておりますので、校外施設はイコール学校の宿泊行事に深く関連しております。説明に先立ちまして、教育委員会としての基本的なスタンスでありますけれども、子供の成長にとって、特に感受性豊かなこの時期に、寝食をとることに協力したり我慢をしたりして生活することは極めて重要なことだと考えております。さらに、引率の教師にとっても、実施に当たって創意工夫をして円滑に行うこと、そして子供たちとともに生活を通して児童や生徒を正しく理解していくことは極めて重要でありますので、基本的な骨格はそれが中心であるということをお前置きとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今回の報告につきましては、館山塩見臨海学園の廃止に向けた具体的取り組みが行財政改革計画の課題とされたことを受けて、教育委員会事務局内に校外施設等あり方検討会を設置し、移動教室等のあり方を検討する中で、今後の校外施設の方向性を検討してきました。中間報告として検討意見が集約されましたので、その内容を報告するものです。

報告書では、今後大規模改修が見込まれる館山塩見臨海学園について、平成二十年度を目途に廃止することとし、それまでの間、すなわち平成十七年から十九年度の三年間を新たな小学校移動教室代替教育プログラム開発のための調整期間と位置づけています。調整期間中は、代替教育プログラム開発のためのモデル校と他校との保護者負担の均衡に配慮することから、一定の公費負担を検討することが必要というふうに考えております。そんなことをアウトラインとして、概要版をごらんください。

まず、移動教室・夏季施設の現状と課題についてであります、(一)校外学習の教育的意義として、学校内における平素の学習効果を一層高めるとともに、通常の学校生活では得がたい体験をさせるため、学校の教育課程に位置づけて校外の適切な場所を教室として実施する教育活動で、現在は小学校で六年生が館山の移動教室、中学校一年で女神湖の移動教室、中学校二年生でスキーの移動教室という形で実施されております。夏季施設は移動教室とは異なりまして、授業以外、すなわち教育課程外の形で実施するというものでございますが、その得られる効果は同様でございます。

(二)教職員及び児童・生徒の意識調査を、この中間報告に向けて行いましたところ、ここに書かれてありますように非常に高いパーセンテージで肯定的な意見が出ております。特に中学校のスキー移動教室では九二%の生徒が達成感を得て、実際にスキーに参加するまでは、滑れるかどうか、あるいは現地に行っても恐怖心が先に立つようなところが、最終日には山の上からずっと降りてこられる、そういう非常に達成感の高い行事でありますので、そうしたことを御想像いただければ御理解いただけると思っております。

二ページにまいります。

校外施設の現況でございますが、館山塩見の臨海学園、女神湖の高原学園、町営の千代田湖のキャンプ場という形で三カ所を活用しておりますが、今回の中間報告では、この館山の塩見の臨海学園は、大規模改修に伴って大きな検討課題となっているところであります。

次に(四)番、移動教室・夏季施設参加者の推移と一人当たりのコストでございますが、平成五年から平成十四年度までを表にしております。例えば(B)の参加児童・生徒ですが、平成五年度は九千四百四十八名参加していましたが、少子化の影響として端的に数字に出ておりますけれども、十四年度には五千七百五十人、半分近くという形でございます。そうしますと、(A)のところでは校外施設の決算額でございます。これは予算額ではなくて決算額ですが、一つの施設を運営していくのには、参加人数が多くても少なくとも光熱水費等々、そんなに大きな差はございません。したがって、参加人数で割った場合、参加児童・生徒が多ければ、当然一人当たりのコストも低く抑えられますが、児童・生徒数が非常に少なくなっている場合、五年度と平成十四年度を比較いたしますと、平成五年度においては一人当たりのコストが一万九千八百四十二円、十四年度は三万五千六円という形にかかっております。平成十二年度以降の平均コストは、三年間の平均で三万六千六百五十九円という形になっております。

続いて三ページをごらんください。

今後の移動教室・夏季施設の方向性でございますが、冒頭申し上げましたように、豊かな体験学習の場として、今後ますます重要になってくると考えております。特に教育課程に位置づけて実施される小学校移動教室の縮小・廃止は考えられない。一方で、完全学校五日制実施のもとに、学校行事のスリム化も要請されておりますから、地域の教育力との連携をした取り組みが必要であるというふうに受けとめております。今後の校外学習は、学校の主体的な創意ある各学校の実情に即した教育活動への転換が求められている。これはどういうことを申し上げているかというと、一つの施設を使うという形になりますと、学校が任意の日程を組めなくなります。児童・生徒の参加人数、あるいはもろもろの順番等々で使いやすい日時・日程等がありますけれども、その辺がなかなか調整がつかなくなってくる。そういう縛りが出てくることを、例えば館山塩見の学園を使わないで日程を組んでいく方向とすれば、より学校が創意工夫、学校の実情に即した教育活動が達成できるのではないかとということを見ていただきたいと思います。そのためには、各学校の主体性が生かせる支援策を教育委員会として研究することが重要である。校外施設のみを目的とした区立施設は今後廃止すること。現状の校外施設の利用稼働率は極めて低く、体験学習の場として校外施設を区有で維持し続けることは、少子化傾向にある現在、コストパフォーマンスの悪化は避けられないだろう。

三、当面の対処方針でございますが、教育課程に基づく移動教室については、代替施設の確保も含め、各学校の主体的な教育活動が展開できるための実施方法を研究開発する。十七年度は、移動教室開発研究校として小学校五校程度を指定し、新たな教育プログラムの開発に努める。これは、塩見の施設を使っているのは移動教室で小学校でありますので、塩見の施設を使わずにして、なおかつその教育効果を落とさないで、移動教室の計画を研究校を指定して、その研究開発に当たる。そして、その支援策を教育委員会が全面的に行っていくという意味でございます。現在は五校ぐらいを指定させていただければと考えております。五校というのはいろいろなコースがございますので、現在の塩見を宿泊施設としたコースを、宿泊施設を使わないで、なおかつ価値的な移動教室が立案できないか。あるいは、いわゆる館山塩見のあちら方面でない別方向も、学校の創意工夫、児童・生徒の実態に基づいて研究できないかということでもあります。このことで学校の特色を促進をさせたいとも考えております。

時間がございませんので、二番、三番は少し飛ばさせていただきます。

四点目、(四)は館山塩見臨海学園の廃止でございますが、これも冒頭から申し上げている

とおりで、大規模改修が見込まれる平成二十年度、ここで廃止をすることが適当という形で中間報告では出しております。そのためには、一部、先ほど申し上げました、研究開発を行っていく学校の保護者のもろもろの負担が避けられないであろうと思いますので、そこに差が生じないように、一定の公費負担を検討していかなければいけないと考えてございます。

四ページ目、調整期間中の公費負担についてということは、ただいま申し上げましたことでございます。

なお、その下のところに想定モデルとして、小学校六年生で四十五人が学級数二クラスで参加した場合ということで、どのくらいお金がかかるであろうかという試算をしております。その試算をした上で、この表のところにモデル校指定による経費負担増と書いてある一千六百萬というのを、これは保護者が負担することになるであろうということですが、これプラスいろいろな事業費等がかかりますので、もっとこれ以上にかかるわけですけれども、それにしても、館山塩見臨海学園を廃止しての伴う経費と比べると、それなりの経費の削減に寄与することは可能であるというふうに考えてございます。

五ページ目は教育委員会の対応ということで、今後、一番でございますが、このように予定しております。本日ここで御報告いたしましたのが、六月十日に文教委員会での報告、以下このような形で考えております。

この件については以上でございます。

私の方は、報告三と四、また幼稚園のお話でございます。よろしく願いいたします。

まず報告の三、本年度の五月一日段階、これは確定数字ということで決めている基準日でございますが、その段階での幼稚園の各園の園児数ということで一覧表にまとめたものでございます。

三歳のところから説明申し上げますと、十六年度につきましては、十五年度から一クラスの定員を一名上げてございまして、全体で十三名の増という定員に対しまして、ごらんのとおり下から二つ目の西新宿幼稚園が定員割れということで三名減でございますので、全体では昨年と比べて十名の増ということで、充足率については九八・六%という実態になってございます。

それから、四歳のところでございますが、四歳のところにつきましては、四谷第四幼稚園、それから落合第五幼稚園、これがこの年度から学級編制基準を十から十二名に上げている関係で、四谷第四幼稚園については十一名の応募がございました。それから、落合第五幼稚園については六名の応募ということで、残念ながら一月十五日現在での基準日において最低学

学校運営課長

級基準をクリアしていなかったということから、本年度については二園については休学級という状態になってございます。その影響を受けまして、トータルで申しますと二学級の減ということで、全体の数が定員七百五十に対しまして五百十九人ということで、六九・二%、昨年よりも六・二%増でございますが、理由については今申し上げたところでございます。

また、一番下のところの西戸山幼稚園につきましては、定員三十で応募してございましたが、いろいろと状況がございまして、このあたりについては、地域の問題としまして、その地域で一定の需要数が結構あったこととございまして、また、この年度、双子の組が二組ございまして、議会の御要望もございまして、この件については以前教育委員会にも御報告申し上げたとおりでございますので、例外的な対応をとらせていただいたということで、国基準の三十五まで弾力的な運用をさせていただいているというところでございます。

それから、五歳児につきましてはごらんのとおりでございます、学級数、定員について変更がございませんで、全体では四百九十九名、六一・六%というふうになってございます。昨年よりも若干上がっているということです。〇・七%増でございます。

合計で申しますと六十五学級、一千七百六十八人の定員に対しまして一千二百二十三名、充足率が六九・二%ということで、三・二%の前年度より増ということでございます。また、ごらんのとおり五〇%の充足率に満たない園が昨年度七園ございましたが、十六年度、今年度につきましては五園ということで、まだ五園が五〇%を下回っているという状況がございまして、それから、二十三区全体の充足率につきましては、五月一日現在の数字がまだ出てございませんので、昨年度の数値との比較で申し上げますと、全体では八〇・六%ということでございますので、現段階におきましても全体でまだ一〇%の開きがあるという実態がございまして。

報告三については以上でございます。

それから、報告の四、ちょっとタイトルが大きくて大変恐縮でございますが、二十一世紀の区立幼稚園ビジョンということで、今後の区立幼稚園についてはどのようにあるべきかということで、あり方について議論をした報告書でございます。

初めのところを見ていただきますと、いろいろと幼稚園問題、議論を重ねなくちゃいけない課題がいっぱいあるわけとございまして、昨年の七月に立ち上げをさせていただき、区立幼稚園の関係者だけではなく、学識経験者、PTA、保護者の代表の方、私立幼稚園の方の代表の方も入っていただきまして、十六ページでございますが、十六ページに一定の委員の名簿を記載させていただいてございますが、このメンバーで昨年度八回議論をさせていただ

き、今回報告するものでございます。

具体的に、この報告書の位置づけでございますが、区の行政計画という位置づけではなく、第三者が入っているということである。いろいろ御意見をいただき、私立幼稚園等のいろいろな要望もいただきながら、利害関係人の方の調整をさせていただいたということを前提に、区の方で考えてございます。次世代支援計画の方に、この趣旨を尊重しながら具体的な施策をこれから盛り込んでいく。そのための前提になる報告書というふうな位置づけでございます。

具体的な中身でございますが、ちょっと時間との関係で概略の説明だけになりますが、よろしくお願い申し上げます。

一ページでございます。ビジョンの背景というところにつきましては、新宿区における幼稚園の変遷ということで書かせていただいているところでございます。やはりピーク時の五十三年の三十六園あった段階から、今年の段階でございますが、既にもう四分の一程度になっているということの大きな社会的な状況の変化がございます。その中で、区立幼稚園自体のあり方についても大きな問題を問われているということで、実際の就園率についても、この段階では六六%段階だということを記載をさせていただいております。

二のこのところの幼稚園を取り巻く環境の変化のところについても、大きな社会的な変化は少子化に代表されるようなところを主に書きながら、このまま幼稚園の経営をするにはなかなか大きな問題を抱えるといったところを整理させていただきながら、また、区内では現在十一の私立幼稚園がございますので、私立幼稚園を含めた全体の中で幼稚園問題をどう考えるかということも整理をさせていただいているところでございます。

三のこれからの幼稚園に望まれるものということで、現在も区立幼稚園としてやっている内容をそこに書いてございますが、未就園児の教室だったり子育て相談、園庭開放なり障害児の受け入れ、そういったいろいろな施策をやりながら、保護者の方の需要に対応する形でやってきてございます。また、幼保なり預かり保育なり、いろいろな需要が出てきてございますので、そういったものも踏まえて、私立との競合を含めてどのようにやっていけばいいかということでビジョンを立ち上げたものでございます。

次のページはグラフということで、少子化の傾向をわいていっているグラフでございます。

それから、四ページのところからはビジョンの基本的な考え方ということでございます。ここは理念的なものでございまして、新宿区におけます幼稚園教育の方針ということで書かせていただいております。新宿区の特徴としては、集合住宅の高層化があったり、核家族化があったり、子育てをしにくい状況、孤立化の問題があったり、また、安全に遊べるよう

な状況がなかなか少なくなっている現象、片や異文化交流ということで、外国籍の方もたくさんおられるということで、かなりそういった面での逆にメリット面といたしまして、活発化した状況もある。そういったところで子育てをする上での大きな環境の変化がありますということも前提に書きながら、それに対応する施策もやっているということではございます。ただ、今後、少子化や人間関係の希薄化がある中ではございますが、特に都会である新宿区において子育てをする上での意義づけということで、幼稚園教育の普遍的な意義づけということでそこに記載させていただいてございますが、集団の中で幼児期にふさわしい豊かな経験の機会を保障することによって、生きる力の基礎を育成する最初の段階ということで、重要な位置づけを求められる。我々もそれを受けた形で区立幼稚園の役割を三点、それから、方針について四点整理をさせていただいてございます。具体的に述べるのは省略をさせていただきます。

それから、五ページでございますが、これにつきましては、幼稚園教育をやる上での、それらに対する根拠法規ということで、七十七条、七十八条を学校教育法の記載をさせていただく形になってございます。最後のところで若干幼稚園教育についての認識を新たにすることということで、先ほど申したような幼児期における教育の必要性みたいなところを整理をさせていただきます。

六ページの検討の課題のところにつきましては、保育ニーズのいろいろな多様化した要望がございませぬけれども、そういったものをすべて受けることで、完全に幼稚園が保育園化すればいいんだというふうな形でもございませぬので、十分新宿区における幼稚園づくりなり幼稚園教育なり、そういったところも踏まえて、新宿区においてどのような形で区立幼稚園を今後経営すべきかということで、特に主にソフト的な面での課題ということで整理をさせていただきます。一から八まででございます。一から六までのところを中心に、今回のビジョン検討会の中では議論をさせていただいているところでございます。七と八のところについては若干性質を異にしておりますので、このビジョン検討会では検討してございませぬが、大きな課題だということで整理をさせていただいてございます。七は次のページで申し上げますので、八の方については、学級編制基準は、これは例年、毎年翌年度についての学級編制基準をどうするかということで、個別に検討させていただき、その報告もさせていただきますので、この会合の中からは外しているということでございます。

次のページを見ていただきますと、区立幼稚園の適正配置のところでございますが、現在のところは、そこに書いてございますように平成四年と平成十四年、この二年のときに答申

なり報告というものが出てございます。当時においては独立園の設置の問題があったり、いろいろあったわけですが、現状、「しかしながら」のところでございますけれども、新宿区においては区立幼稚園を小学校に併設している状況があったり、また、新たに園地を確保することの困難性だったり、完全独立園の場合には送迎バス等、いろいろな課題を抱えるということで、完全独立園もすぐ成立といたしまししょうか、実施するのはなかなか困難な問題がある。そういったいろいろな問題プラス、私立幼稚園との競合というものもあたりまして、現在のところの方針は、当面小学校と連動した統合を行うことが現実的であるということで、現在のところは小学校の統廃合に合わせてやっているというところが実態でございます。一方では、平成九年度から学級編制の最低基準を六人からスタートさせていただき、今回十二名まで上げているわけですが、それによって一定の成果が出ているわけですが、それによって休園舎が今五園あるということで、その地域によっては空白地域も出てくるということもございますので、今後は幼保の問題も含め、この私立幼稚園にも十分考慮した上での新たな適正配置の必要性があるんだということを整理をさせていただいているところでございます。

具体的な施策についての基本的な問題点、現状、それから、その方向といたしまししょうか、それを到達点という形で整理をさせていただいているのが八ページ以降でございます。

まず一点目につきましては、三歳児のところの教育環境の整備ということでございます。待機児童の問題としても、三歳のところについては、保育園だけではなく幼稚園の方にも、やはり例年一部の園を除きましてほとんどが抽せんになるという状況があるわけでございますので、この問題は教育委員会としても大きな課題だという認識があるのが前提でございます。また、現在、三歳の園については十六人ということでの定員をしてございますが、平成四年の段階の答申では適正規模が二十名というふうな程度というふうな目安も出てございますので、そういったところの段階的な整備の問題も一つの課題として整理をさせていただいております。片や私立側としても、三歳児のところについては、どこの園でもやっておりますが、定員に満たない園もあるということで、地域によってかなり競合が出てくる。場合によっては私立の幼稚園の経営を圧迫するという問題も発生するので、大きな課題であるという認識で整理をさせていただいております。

今後の問題としましては、区立側、私立側としても、三歳児における教育の必要性、非常に重要な課題でもございますので、これ、単独の問題ではないんですが、幼保園の問題も含めて、両方推進をどのようにしていくかというところが大きな課題であるということで、整

理はとまっているところでございます。

次の九ページでございますけれども、ここでは預かり保育ということで、これは、文部科学省が申してございます平日の朝夕の延長保育、または土曜日だったり夏休みのような長期の休業中での預かり保育ということで、例年を通じてやるものでございます。これは教育課程外でございますが、教育活動の一環ということで、預かり保育、今大きな課題になってございまして、私立幼稚園側としては先行的にやっている部分でございますが、新宿におきましては、このようなものはまだやっていないという状況がございます。地域によってそういったものを要望される地域もございまして、この点についての制度化については、まだすぐという形はなかなか難しゅうございますけれども、その点については留意というか、問題点として書いてございまして、一定の有料化の問題だったり人的措置の必要性も検討しながらやる必要があるということでの整理をさせていただいております。区立幼稚園単独でこの預かり保育をやるということは、なかなか今すぐという形は難しゅうございますが、あわせまして、預かり保育のところの実施をする上では、幼保の一元化というところが一つの手段になるのかなというところで、それとあわせて検討をしていくべきだというふうな整理をさせていただいております。

十ページの三番の（仮称）キッズデーということでございますが、これは新宿版といいましょうか、月に一、二回程度ということで、十四時以降、午後の二時以降、約一時間半程度でございますが、現在内部努力ということで二十五園中七園が実施されてございます。主にかかわっておられる方は、園長先生や教頭、主任の先生が主でございますが、内部努力ということで、その保育料を取るわけではなく、おやつ代を除きまして原則補助という形で、絵本の読み聞かせや、自由に園庭なり場所を提供するという形でやっているものでございます。これにつきましても、地域によって御要望がある地域とそうでない地域、いろいろございます。制度化に向けては、先ほどの九ページと同じように、有料化だとか人的措置の問題もございまして、これについても検討の余地があるということでございますが、教育委員会としましては、現在内部努力をされているところもございまして、その需要があるところ、特にその施設の状況もございまして、費用をかけずに内部努力でできるところは速やかに努力をしていただきたいというふうに各園の方をお願いをしているところでもございます。

それから、十一ページの幼保の一元化のところでございます。これにつきましては、幼稚園と保育園の機能として、重ならない部分としての三から五歳児のところの類似した機能が

あったり、また、保育時間についての延長を求められる保護者の声だったり、逆に保育園児の親からは教育の充実を求める声があったりしますので、両施設のメリットをあわせ持つような形での幼保の一元化の方向での努力というものが教育委員会にも求められているというふうな認識のもとで書かせていただいているところでございます。ただ、具体的にこれを実現するには、留意点として一から四、書いてございますが、いろいろな問題もあることも事実でございますので、この点は引き続き庁内での検討の中でも議論していきたいというふうに考えているところでございます。

十二ページの私立幼稚園との共存共栄の部分でございますが、これは施策というよりも、区立幼稚園側としての今後の施策をする上での条件整備ということでの整理をさせていただいている部分でございます。現在、私立幼稚園は十一園ございますけれども、やはり地域よっての差異があったり、地域に置かれる私立幼稚園の経営主体も、個人園があったり宗教法人があったり学校法人があったりいろいろでございますので、その点との競合をどう図っていくのか、整理をしていくのか。また、前提の問題としての保育料の問題として、平均的に区立幼稚園の約四倍ほど経費的な負担がございますので、現在区としても一定の公費での補助金制度はございますが、まだまだその制度については大きな問題、格差があるというふうな御指摘もいただいているところでございますので、区全体としてこの点についてどうするかということで、課題が下の方にも書いてございますようなところを今後検討しなくちゃいけないということで整理をさせていただいているところでございます。

最後の十三ページでございますが、これは休園から廃園へのルールづくりということで、これも条件整備の一つでございますが、現在五園が休園舎になってございます。そのうち戸塚第三幼稚園については、御案内のとおり、下落合保育園の仮園舎ということで使っておりますので、あとの四園のところの休園舎をどう有効活用するかということにおきまして、委員の方からもいろいろ活発な御意見をいただいております。休園舎の活用については皆さん異論のないところでございまして、また、学校選択制がスタートしてございますので、このあたりについてずっと締め切るということについて、学校側に不利益にならないようにというふうな御要望もいただいておりますので、小学校の施設との共有状況なり、また独立園舎、その施設の持っている状況も異なっておりますので、その置かれた施設の状況も踏まえまして、どのような有効活用策があるのかということについて今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。その状況によっては、教育財産からそれを外しまして、区長部局に返すということもあり得るということで整理をさせていただいております。

生涯学習
振興課長

非常に雑駁でございますが、以上でございます。

それでは、生涯学習振興課長でございますが、新宿区立落合社会教育会館利用者説明会について御報告いたします。

前回の教育委員会におきまして、仮称落合第二区民センター建設説明会において、近隣にある落合社会教育会館の機能をそこに統合することを検討していく方針である旨、区民の皆様にお伝えいたしましたことを御報告したところでございますが、教育委員会として、改めて社協会館の利用者に対して説明会を開催いたしました。二回にわたって行っております。平成十六年四月十九日、同二十六日でございます。会場は落合社会教育会館レクリエーションホールでございます。出席者数でございますが、一回目四十一名、二回目三十二名、合計七十三名でございます。教育委員会並びに生涯学習振興財団からの出席者は記載のとおりでございます。

各回ごとに質疑の内容をまとめてございます。新しい施設の規模、内容、利用のルール、利用料等に関するもの、落合社会教育会館の利用者数と現状に関するもの、それから建設準備会に関するもの、社会教育会館の役割と新しい施設における機能の整合性に関するもの、それから受益者負担の考え方に関するもの、施設開設後の現施設の活用等に関するものなど、多岐にわたった質疑がございました。なお、同時に機能統合の検討対象となっております西落合ことぶき館に関連する質疑につきましては、ここでは割愛いたしております。あと、資料の後半に、説明会当日配布いたしました資料を添付してございます。

以上で、説明会についての報告を終わります。

続きまして、スクール・コーディネーターの今後の登用について御報告いたします。

今後のスクール・コーディネーターの配置につきましては、地域団体からの推薦ないし学校長からの推薦方式による人材登用を実施する方向で検討いたします。なお、地域団体としては町会、自治会、生涯学習推進委員、児童委員、民生委員などで構成する青少年育成委員会などを想定してございます。この方向で幹事校長会で検討し、決定をしてみたいと考えております。なお、現在未設置校は十二校となっております。

また、スクール・コーディネーターの活動の柱の一つとして、学校を核とした子供の居場所づくりというものがございますが、この活動が具体的に開始されず時期を控えまして、子供の居場所づくりボランティアを五月十五日号の広報で募集する予定にしております。

以上で報告を終わります。

生涯学習財団

それでは、お手元に配付してあります資料に基づいて御説明をいたしたいと思っております。

担当課長

去る三月二十九日の評議員会並びに理事会で、平成十六年度事業計画及び収支予算について決定されましたので、その概要を御報告いたします。

十六年度の特徴につきましては、今まで事業計画を立てる際にわかりづらい等の指摘を受けた点につきまして、寄附行為の条項並びに目的別に整理をしたということで、わかりやすくしたということ、それから、博物館等について、もっと利用者をふやしたいということから、歴史博物館を考える会からの提言等を受けまして、それらを新しい事業に反映をさせたということ。それから、文化財の発掘調査事業を十五年度で終了させたということが主な大きな特徴になってございます。

それでは、まず資料の一ページをお開きいただきたいと思います。

一ページは目次となっておりますが、事業計画並びに収支予算について、本冊子にこういう順序でとじられてございます。事業計画につきましては、寄附行為の条項に従い、なおかつ目的別にこういう形で整理をさせていただいたところでございます。本日は時間の状況もありますので、この中の主なものについて若干御説明をさせていただきます。

まず五ページをお開きいただきたいと思います。五ページの一番に記載しております部活動の再編事業という新規事業がございますが、これは現在、学校等で生徒に十分な環境が提供できていない部活動があるというふうな状況がございますので、それらについての実態調査を行って、必要があれば人材バンク等との連携を図りながら部活動等の活性化に役立てられればということで新規事業としたものでございます。

飛んでいただきまして、九ページの一冊の民間等との連携事業がございます。この内容は、財団の事業として大変ふさわしい事業だということで、年々拡大をされてきておりますし、利用者の方からも歓迎されている事業でございます。今後はこれをより一層充実させていきたいというふうに考えている事業でございます。

次に、十四ページの七冊の歴史博物館祭りという事業がございますが、これは先ほど申しました提言書の中の指摘された内容について、これらの事業を立ち上げることによってこたえていきたいということをつくった事業でございます。

大分飛びますが、次に二十一ページの収支予算について御報告いたします。

本年度の収支予算の特徴でございますけれども、記載のとおり収入、支出とも予算額が大幅にふえておりますが、この内容は、新宿区の方から派遣されている職員二十五名分の給与について、今後は財団が支払うという扱いになったために、大幅にふえたものでございます。一方、特別会計につきましては、昨年から比べましてほとんど一〇〇%減という状況になっ

中央図書館長

でございますのは、先ほど冒頭にお話ししました文化財発掘調査事業を十五年度で終了したためでございます。予算総額としましては、昨年比で五・五％程度の増ということになってございます。財団といたしましては、生涯学習ニーズが非常に高まっているという状況がありますので、それらのニーズに十分対応できるように、事業に積極的に取り組んでいきたいということで現在考えているところでございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

それでは、図書館サポーター制度につきまして御報告申し上げます。

現在のボランティアの状況でございますが、一つは児童への読み聞かせという形で、中央図書館を初めといたしましてボランティアグループの皆様の御協力を得まして、特に中央図書館につきましては昭和五十三年からずっと続けておりまして、もう一千百回を超えたような状態になります。そのほか、鶴巻図書館、あるいは西落合図書館、大久保図書館というところでボランティアの方が御協力をいただいている。それから、二番目に視覚障害者に対するサービスでございますけれども、戸山図書館で昭和五十六年から実施をしておりますが、声の図書館研究会という皆様の二十二名のグループがありまして、対面朗読でありますとか、あるいは図書の録音ですね。いわゆる録音テープに入れる作業等々を行って御協力をいただいているところでございます。それから、家庭配本サービスでございますけれども、これも昭和六十一年九月から行っているわけですが、体の不自由な方等で、特に来館が困難な皆様を対象にいたしまして、御自宅の方に図書等を配本させていただいてお届けをしているというようなサービスを行っているところでございます。今回は、こういった個別分野のところではそれぞれボランティアの皆様の御協力を得ているわけでございますけれども、例えば図書の返却整理でありますとか、あるいは書架の整理、それからリサイクル本の処理でございます。リサイクル本と申しますと、除籍をしたもので、まだ有効活用ができるものを配布をしているわけでございますけれども、そういったときにはリサイクル資料というシール等を張りつけて処理をしているわけでございますけれども、こういった今までにない分野にも御協力をいただいて、協働・連携による図書館運営を少しでも広げていきたいということで、図書館サポーター制度を実施するものでございます。

お手元の、ただいま申し上げた現在の主な活動、それからサポーター制度の概要を申し上げたところでございますが、スケジュールは、この五月十二日号で区の広報におきまして、サポーター制度のサポーターになってくださる方の募集を開始いたします。そして五月末までに募集をいたしまして、六月十八日には説明会、いわゆる事前の研修を行いまして、その

後、なお御協力いただける意思がある方につきましては登録をしていただくという形で、七月の初旬から開始をしたいということでございます。

次は、めくっていただきますと、サポーター制度の実施要綱でございますけれども、今るる申し上げましたとおりでございます。目的はここに記載のとおりでございます。定義につきましては、図書館業務への協力を自由意思、ボランティアに基づきまして無償で提供をしていただけるということでございます。ただし書きで、視覚障害者サービスと家庭配本サービスにかかる費用弁償はこの限りではないということですが、これにつきましては従前からやっております、視覚障害者サービスの場合は一回につき二千円の実費弁償、それから家庭配本でございますが、一回につき千円という形でやっておりますので、従前からやってくる活動も含んだ形での制度でございますので、これはこれで現行制度で続けていくというものでございます。

登録資格は第三条にありますとおりでございます。在住、在勤、在学で、満十八歳以上の方ということでございます。そして継続的に活動ができるということがございます。そして、もちろん図書館サポーターでございますので、図書館の活動に関心がある方ということでございます。

登録等につきましては省略をいたしますが、いずれにしる研修をいたしまして、その後登録をするということでございます。

それから、第六条ですが、保険でございますけれども、今までのボランティアにおきましても、年間五百円のボランティア保険を社会福祉協議会におきましてかけております。社会福祉協議会のボランティア保険に対しまして図書館が負担しているという形でございます。これについても当然やっていくというものでございます。

次のページでございますが、研修を実施をいたしまして、またサポーター活動を円滑に行うために、サポーターとの懇談会も適宜開催をするというものでございます。

それから、遵守事項でございますが、図書館業務上知り得た情報等は漏らしてはならないということで、図書館のネットワーク、コンピューターが入っているわけでございますけれども、その中での端末操作は行いませんが、業務を行う中で個人のプライバシーにかかわる部分がございますので、こういったところは漏らしてはならないということございまして、このような要綱に基づきまして実施をするというものでございます。

次のページでございますけれども、今までは家庭配本、先ほどの読み聞かせ、そして対面朗読等ということで限られた業務でございましたが、今後考えられるものといまして、

一番から十番までということをごさいますして、図書館利用案内、あるいは図書の整理、それから三番目は朗読サービスでございますが、これは今までのとおりでございます。そのほか、九番は環境美化ということをごさいますして、図書館周辺、これは、中央図書館でありますとか西落合図書館は館の周囲に植栽がございますので、そういった植栽の手入れ等にも御協力をいただける方がもし来ていただければ、そういう部分にも御協力いただければなということをごさいますして、実際どれぐらいの方が集まるかということになります。当面二十名を予定をしております。現在、先ほど申し上げました従前からの方々は六十九名いらっしゃるわけでございますが、新たに二十名をサポートとして募集をしよう。もちろんそれ以上来てくだされば、これにこしたことはないわけでございますけれども、徐々に拡大をして、図書館業務の中に住民の皆さんの視線と、それから手も入れていこうということをごさいます。

大変雑駁でございますが、図書館サポーター制度についての報告でございます。以上でございます。

教育指導課長

それでは、平成十七年度使用小学校教科用図書採択事務関連資料をごらんください。

御説明させていただきます。一ページをあけていただけますでしょうか。

平成十七年度使用教科用図書採択について、教科用図書、いわゆる教科書採択までの手続は、そこの表に示されているとおりの流れでさせていただきます。四角がございますので、そこは特にポイントとなりますので、読ませていただきます。教科用図書の採択について。小学校教科用図書については、今年度採択の年になるので、種目ごとに採択をする。中学校教科用図書については、昨年度採択したものと同一のものを採択する。百七条図書は、毎年度、種目ごとに採択する。以上でございます。

二ページをごらんください。新宿区立学校において使用する教科用図書採択に関する要綱を御用意いたしました。参考としてお目通しをお願い申し上げます。

六ページをごらんください。採択に関する細目でございます。後ほど御説明を申し上げますが、審議委員会もこのような形で原則が組織として定められておりますので、御参考にしてください。

続いて、八ページは各教科調査委員会の名称及び種目ということで、調査委員会、種目はこういう形になっております。

九ページをごらんください。教科用図書採択日程（案）でございます。教育委員会に関するものは、太線で囲ってあります一番左手の方になりますが、本日定例五月七日ということ

で、この後審議委員の候補者等をお示し申し上げます。臨時が五月二十八日、定例六月四日、七月に定例七月二日、そして、大変恐縮ではございますが、臨時として七月十六日、同じく臨時に七月二十二、二十三、ここでなかなか採択までの道筋がつきがたい場合は、臨時として予備日を七月二十八、二十九と考えております。定例八月六日に小中学校教科書採択の予定を考えてございます。

それから、その表の右から二段目というんでしょうか、教科書展示についてであります。本年六月八日から六月十八日まで、特別展示として教育センターで展示を行います。法定展示として六月十八日から七月一日まで教育センターで行う予定でございます。なお、十セット程度教科書は寄せられると思いますので、教育委員会室にもワンセット御用意する予定でございます。

十ページをお開きください。教科用図書採択事務日程でございます。教育委員会に主に関係するところは、また太い枠で囲ってございますので、お目通し願います。本日五月七日、そして次、六月四日に教科書の確認・請願等の取り扱いについて予定をさせていただいております。ほか、十一ページにも同じ流れでありますので、御確認ください。

十二ページ、審議委員会に教育長より諮問をする予定となっておりますが、案でございます。五月十七日の予定でありますので、このような案文となっております。

以上でございます。

説明が終わりました。

まず、報告一について御質疑のある方はどうぞ。大量でしたから、お疲れのところだと思いますが。

この重点事業というのを全体で二百のうちから百に絞るといような、そういうお話を伺ったんですが、教育委員会のかかわっている重点事業というのは幾つぐらいあるのか、もしわかったら教えていただきたいんですが。

ちょっと説明が不十分だったかもしれませんが、重点事業、その前に二百事業を百事業にするといいますのは、この十五、十六年度の第三次実施計画の計画事業でございます。それは二百事業をそれぞれ統合したりして百事業にするということでございます。なお、第四次実施計画の重点事業といいますのは、また別枠でこういうものが重点事業になるんじゃないかということで、担当の方の企画課の方から示されているものがございます。それは教育委員会の事務局の方で、重点事業にするかどうかは、またここで今検討しているところでございますが、例えば重点施策として例示されておりますのは、幼稚園、保育園の連携と

木島委員長

熊谷委員

教育政策課長

一元化、それから協働による地域の安全対策、それから緑の対策、それから地域に開かれた学校づくり、特色ある統合新校づくりなどが一応例示として挙げられているものでございます。

熊谷委員
木島委員長
熊谷委員

ありがとうございました。

ほかにどなたか。

今のに関連したあれで、重点事業、これ、第三次実施計画の中では、例の幼保一元化のように一部局を超えるような事業、だから、区は区民との産学協働と言っていますけれども、それ以前に区内の部局を超えた、そういう重点的な事業を推進しないと、多分これからは、この第四次実施計画、あるいは行財政計画にあったような、そういう事業の推進というのは図れないと思っているんですけども、これは意見なんですけれども、そういう意味で、そういうことも含めて、事業の見直しというよりも効率的なグループ化とか統合化とか、そういうことを考えていると、こういう理解でよろしいんですか。

教育政策課長

例えば区のほかの部局との協働、協力しながら進めていくものにつきましては、第三次実施計画では、先ほど言いました幼稚園と保育園の連携のモデル園を検討するというようなことがございます。これについては、本来であれば福祉部と一緒にやっていかなきゃならないんですけども、第三次実施計画の中では教育委員会のみが計画化したというケースがございます。そういったところで、今回の第四次実施計画につきましては、なるべくそれぞれ必要なものであれば、それぞれのところで同時に出すというふうになります。これは実施計画につきましては、同じ事業であっても、ほかの部であればそれぞれのところで計画化していくというふうな形になっております。ただ、今度もう一つの方の行財政改革計画につきましては、その全体で取り組むものにつきましては、先ほどお話ししましたように行財政改革ビジョン、このビジョンの中で横断的なもの、または総合的に進めていかなきゃならないものについては、そのビジョンの中で計画化するというふうな考えでっております。

熊谷委員

しつこくて申しわけないんですけども、非常に大事なことだと思うんですけども、多分幼保の話も補助金と絡んでくると思うんですけども、つまり、文科省系の補助金と、それからいわゆる旧厚生省系というか、そういうところの福祉関係の補助金、そういうのと、それから事業の推進も、新宿区ではPFIというのをやっているんですか。まだですか。結局、先ほど公設民営とか民設公営とか、いろいろな手法があるんですけども、多分こういう大きな多分国の総合施設なんかも、それも事業の仕方自体も、必ずしも従来の事業の展開の仕方ではなくて、すごく新しいそういう方向があるだろうというふうに思われるものです。

から、だから、これは意外と教育委員会の事業を超えて、区の多分大きな目玉の事業になってくる。そういうことなので、私としてはぜひ前向きで、区長にもかなり気合いを入れていただきたいというふうに、いろいろな意味でモデルになると思うんですよね。ぜひ、そんなふうに思うものですから、すみません。半分意見で、質問をちょっと超えていますけれども、以上です。

教育政策課長

ちょっと補助金については、今ほかの担当課長が御説明いたしますけれども、ただいまの御意見につきましては、先ほどの幼保連携・一元化の取り組みの中にありますように、今回は公設公営で行うということでございますけれども、将来的には今、国の総合施設の動向というものもございますので、私立幼稚園とか、民間私立幼稚園以外に、また本当の民間の事業者、またはPFI、NPO、そういうものも含めて地域全体で子育て環境を進めていくというような考え方で、区長もそういうふうに考えておりますので、私たちもそういう方針の中で今後は検討していきたいというふうに考えております。

教育環境
整備課長

補助金につきましては、建設の補助金は、学校の建設に関しては補助金を申請するという形で進めております。あと、保育園の方も、それは保育園の方の区長部局の方でやっていくと。ただ、幼稚園に関しましては、今回こういう状態の中でやっていきますので、そのところは少し難しい面も出てきておりますので、それはそれでまた調整しながら、できる範囲では対応していくということでございます。

木島委員長

確かに小学校で廃校になった後に老人施設、これは公募して民営委託しているわけですね。その中に保育園ですか、それも一緒に運営させるということもやっているわけですから、そうすると、熊谷委員がおっしゃったようなことは非常に大きい問題になるだろうと思うんですね。

それでは、報告一、よろしいでしょうか。

それでは、御質問がなければ、次に報告二について御質疑のある方はどうぞ。

内藤委員

館山塩見学園の、平成二十年目途に廃止する、このこと自体はやむを得ないかと思いますが、ちょっとこの調整期間中というのがよくわからないんです。調整期間中は、この館山塩見臨海学園を使うという意味なんでしょうか。あるいは、何か想定モデル校のシミュレーションというのを見ると、何か借り上げ施設による経費、塩見臨海学園による経費と違うように出ているんですが、つまり、館山塩見臨海学園というのは、実際にいつまで使うんでしょうか。

教育指導課長

補足をさせていただきます。廃止の年度、二十年度までは使ってまいります。なおかつ同

時進行で研究開発をする学校を五校程度指定させていただいて、名乗りを上げていただいて、その学校にお願いをしてコースの研究、方法の研究を同時に図っていくということでございます。その間は塩見も活用していくということでございます。

内藤委員
教育指導課長
木島委員長

そうすると、そのモデル校の実績を将来は学校は踏襲していくということになるんですか。さようでございます。

ほかに。

そうしますと、この平成二十年度ですか。大規模な改修ということですがけれども、いわゆるこの文章の中にも、校外施設を区有で維持し続けることはなかなか難しいだろうというようなことですが、その校外モデル校の、それを使いながら、そちらがよいとなると、二十年度以降の改修はなくなる可能性はありますか。

教育指導課長

あり得ないと私は思っております。なぜならば、オリジナルでその学校独自の計画が立てやすくなってまいりますので、館山塩見を使っている中では、なかなか学校の一番いいポイントのところで行事を計画立案していくということが難しかったわけですがけれども、今後においては、特に児童の実態に合わせて見学場所であるとか宿泊地であるとかを検討していくわけですし、それに対して教育委員会も全面的にバックアップをして支えていくという形ですから、学校にとってはより独自性の高い活動が立案できると考えておりますので、よいものができるというふうに考えております。

木島委員長
櫻井委員
教育指導課長

ほかにありますでしょうか。

シミュレーションで、例えばどんなところが考えられるわけですか。

現在も鎌倉方面から入って、フェリーで房総半島に達して、そして塩見の宿泊施設を使って、さらに北上するというんでしょうか、房総半島をマザー牧場であるとか鋸山とか、あの辺の非常に有名な、なおかつ社会的にも理学的にも学習内容の濃いところがございますけれども、それは一つ基本コースとして考えられると思います。それ以外に海方面、海浜ではなくて、例えば日光方面で歴史文化が非常に深いところがあのあたりもありますので、そちらの方もモデルコースとして考えてもいいんじゃないかなというふうに事務局としては考えておりますけれども、それは学校のやはり教育計画に基づいて、本来発案されてくるものだと思っておりますけれども、考え方としてはそういうことを具体的には考えております。

櫻井委員

そうしますと、ほとんど一カ所に宿泊して、そこを拠点にしてということをしていないこともあり得る。要するにミニ修学旅行的なことにもなる可能性もあるわけですか。

教育指導課長

一カ所を拠点で回っていくという方法ももちろん考えられると思いますけれども、そこは

可能性としてはあるというふうにしか言いようがないと思います。可能性としては幾つか考えられますが、例えばそれが学校がすべて、小学校が三十種類あると、これは正直言って教育委員会事務局も支え切れなと思います。その中で、学校としても負担がなく安全であること、そして教育効果の高いものということで、それなりに精選されてくると予想していますので、その精選された数が二本から三本、それに基づいて、多少その学校の状況に応じて柔軟性が持たせられればよいというふうに考えておりますし、そうなってくると、塩見を機転とするよりも、より広範囲に子供たちの教育効果が高まるのではないかなと思っておりますので、かように考えております。

以上です。

櫻井委員

移動教室ですから移動してもいいわけなんでしょうけれども、そうしますと、でも、臨海学校というか、要するに泳ぎとか夏のというのが本拠地がなくなっちゃうんですね。

教育指導課長

臨海学校、いわゆる水泳訓練を中心にして、時には遠泳を行うということは本区では行っておりません。

櫻井委員

今までなかった。

教育指導課長

やっておりません。それはまた、特に指導体制の問題では非常に難しい部分もありますので、あくまで館山方面に行く場合には、近くに沖ノ島という天然記念物のたしか島があったと思います。そこは非常に海浜学習にすぐれたところであります。あるいは山間部に入っている、先ほど申し上げましたようにマザー牧場であるとか、さらに上の方に上がっていきますれば、またいろいろ地層とか、そういう学習ができるところはたくさんあのあたりはありますので、そういう学習を中心にして行っております。

次長

中学でも夏季施設で前にやったんです。そのときに泳ぎがあったんですけれども、今はやめちゃったんですよ。それは塩見で使っていたんですけれども。

内藤委員

だけれども、どうなんだろうね。各学校の教育目的、学校の自主性という。しかし、施設面は、それは実際は教育委員会が相談に乗って進めることになると思いますけれども、施設面の手当てというのは、学校はちょっと無理なんじゃないですかね。つまり、全く自前で稼働率の低い施設を持ち続けることの財政的な不合理さというのはよくわかるんだけど、じゃ、モデル校がいろいろ試してみて、その中からいいのをとるということであれば、それで結構なんだけれども、それにかわる施設というのは複数となり、やはりここを将来使いましようという、そういうルートをつくっていかうということなんですか。

教育指導課長

結論としてそのとおりでございます。毎年いろいろな宿泊場所が変わるということは、計

画実施上は非常に学校に負担がかかってくると思いますから、すぐれた施設をある程度指定して使っていくということが、私としては望ましいと考えております。特に現在、小学生の六年生を対象としていますから、人数もここでシミュレーションは四十五名ですけれども、それ以下に少ないところもあります。多くても三百名、四百名というところはありませんので、本区の小学校六年生の移動教室は小回りがききますので、すぐれて、なおかつ利用価値の高い宿泊施設が研究を通す中で実績として得られているというふうに考えております。

木島委員長

ほかに御質問がなければ、次に、報告三について御質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

御質問がなければ、次に、報告四について御質疑のある方はどうぞ。

非常にこれは厚いし、急に読んで質問しろと言われても大変な項目なので。

熊谷委員

一つだけ。報告書は二十一世紀のビジョンを検討するというところで、大変よくわかったんですが、そのビジョンを検討した後がどうされるのかがちょっと聞き漏らしちゃったんですけれども、次が二十二世紀のビジョンを検討するのか、それとも二十一世紀の検討したものについて、少しでもそれを何らかの形で推進をしていくということにされるのか。というか、この検討委員会は、どうも八回したということで報告書をつくって、それで解散と、こういうふうになんか説明があったような気がちらっとしたんです。それは大変御苦労なことで、いい成果を出していただいたんですけれども、せっかくそういうビジョンの検討をした結果を、ちょっとまだ詳しく読んでいないんですけれども、課題は出していただいて、提言とか具体的な事業なり施策なり、あるいは今後の推進方針みたいなもの、そこまではこの報告書の中で検討されたんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいんです。

学校運営課長

今、委員がおっしゃったとおりで、当初は、タイトルが大げさだったんですが、いいものをつくりたいということで事務局も頑張ったんですが、初めて私立側の代表も入っていただき、PTAの代表も入っていただいて、最初の三回ぐらいはかんかんがくがく、お互いの議論をやり合うということで、いろいろ過去の経緯もございまして、過去平成六年から九年まで、現在の十三園で三年保育をやってきたという経緯もあって、いろいろな意味でのあつれきもあったわけでございます。そんな中で当初からその思いがございましたが、とりあえず行政計画という形のものではできなかったんですが、今ちょうど並行しまして次世代の推進計画を策定中でございますので、現在は素案という段階ですが、今年度計画化いたしますので、その中に今回の報告書を基本的に踏まえた上で、先ほどお話がございました幼保の問題も含めて全庁的な作業部会もございまして、そこで、ここで出てきているいろいろな御意

熊谷委員
木島委員長

見、またいろいろ到達点を踏まえた形での施策の具体化を子どもが入って一緒にやっていきたいということで、少しでも具体化を試みたいというふうに考えております。

ありがとうございました。期待しておりますので、よろしくどうぞ。

確かにビジョンは、つくるのは、すばらしいビジョンはできるんですけども、やはりどれを具体化していくというのは大変なことだろうと思うので、やはりビジョンをビジョンだけで終わらせないように。特に預かり保育なんていうのは、これが実現したらお母さん方は非常に喜ぶと思いますよね。もう本当に、それこそ休みだって休めないことが多いわけですからね。ビジョンはすばらしいビジョンだろうと思いますね。

いかがでしょうか、ほかに。

特にほかに御質問がなければ、次に、報告五について御質問のある方はどうぞ。

これは説明会のときの質疑の内容ですね。ちょっと最初のところで気になったんですけども、質問で、染色したものを屋上に干しているが、屋上は使えるのかって、これ、染色したものというのは、この社会教育会館で何かスクールとか、そういうことで染色を教えて、それを干したということですよ。

生涯学習
振興課長

現在、社会教育会館は、生涯学習団体さんを中心に、利用を希望される団体が登録をして利用するという集会的な機能を中心にやっているところまでございまして、この質問者は染物のサークルですかね、そうしたものを主催していらっしゃる方で、現在の落合社会教育会館では、屋上を使ってその染色したものを干しているという、そうした機能が新しい区民センターでも備わるのかといったような御質問であったかと思います。

木島委員長

そうすると、染物の生涯教育学習というのはなくなる予定はありませんから、当然考えているんでしょうね。

生涯学習
振興課長

新しい施設の内容につきましては、建設準備会で区民の皆様を中心に検討していただくということになってございますので、屋上につきましては、そこで検討していただくというふうにこちらでは回答しております。

木島委員長

落合というのは、やはり昔から染物が非常に盛んだったので、この施設では行われていたんでしょうね。

生涯学習
振興課長
木島委員長

地場産業としてそれがあ地域でございまして、かつて社会教育会館で講座等を行った、その対象者が中心としてつくったサークルだというふうに聞いております。

ほかに御質問。

ほかに御質問がなければ、次に、報告六について御質問をお願いいたします。御質問のあ

る方はどうぞ。

いかがでしょうか。

特に御質問がなければ、次に、報告七について御質問のある方はどうぞ。

内藤委員

この事業計画及び収支予算の九ページ、区民や民間等との連携の推進の冒頭に民間等連携事業が出ていまして、これ、予算は全くゼロでやれるということですか。ちょっと、この予算ゼロの民間等連携事業というのは現に行われているとは思いますが、ゼロでいいのか。これに予算をつけて、さらに効率的な事業というのも考えられるんじゃないかと思いますが、その点も含めて御説明ください。

生涯学習財団
担当課長

今の御質問ですが、この民間との連携事業につきましては、特に区民ニーズの高い分野での学習機会ということで、既に専門の民間機関等が実施されているもののうち、ニーズの高いものについて、財団の方はこういう講座があるということについてのPRと募集等について分担をし、企業等につきましては、市場価格よりも少し安目の負担金で実施をするという形での協力関係でやってございまして、広報手段は「レガス」という月々の広報紙があるんですが、この一部で紹介をするということですので、あえて特に予算計上しなくても十分実施できるという見込みでやっているものでございまして、十五年度もたしか十三か十四の民間との連携による事業が実施されたというふうに記憶してございます。

内藤委員

そうすると、新宿区民であれば受講料その他の割引を受けることはできると。しかし、それに対して、それを埋めるために区が補助金を出したりということはない。その意味での予算ゼロと、そういう意味ですね。

生涯学習財団
振興課長

そのとおりでございます。

木島委員長

ほかに御質問がなければ、次に、報告八について御質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

特に御質問がなければ、次に、報告九について御質問のある方はどうぞ。

教育指導課長

申しわけございません。資料にちょっと補足をしたいことがございますので、お願い申し上げます。

九ページで、先ほど私が法定展示について説明で教育センターについて触れましたが、法定展示期間中に中央図書館も展示の場としておりますので、それを補足させていただきます。

それから、十ページのところでございますが、五月二十八日の欄でございます。百七条図書のところ为空欄となっておりますが、前の予定のページに書いてあることとございますが、

このところ、五月二十八日が臨時の教育委員会がございまして、百七条の審議委員の方々への委嘱というのもここで行われますので、大変申しわけございませんが追加をお願いいたします。五月二十八日、百七条図書欄は、臨時教育委員会、百七条審議委員委嘱でございます。申しわけございませんでした。

木島委員長

どうでしょうか。

御質問がなければ、次に「報告第十 平成十七年度使用小学校教科用図書審議委員会委員の委嘱について」を非公開により報告を受けます。

〔「報告第十号 平成十七年度使用小学校教科用図書審議委員会委員の委嘱について」は秘密会で行う議決があったため、別途議事録を調製する。〕

報告事項

報告十一 その他

木島委員長

ほかに特に御質問がなければ、本日の日程で「報告十一 その他」、事務局から何か御報告がありますか。

教育政策課長

本日はございません。

木島委員長

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉

会

午後四時四十四分閉会

木島委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。